

奨学生募集要項（2025年度）

No. 706

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	鹿児島県奨学金返還支援制度（地域活性枠）		
2025 募集人数	全国で30名程度		
募集学年	令和9年3月（令和8年度中を含む）に大学・大学院を卒業（修了）予定の者		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・研究科		
財団締切時期	2025年11月28日（金）		
給付	募集要項参照	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	・鹿児島県内の高等学校等を卒業した者 (鹿児島県外者については、生計維持者が鹿児島県内に本拠を有する者の子等で県内の中学校を卒業した者)
その他応募条件	・日本学生支援機構の第一種奨学金、もしくは、鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている又は受けていた者 ・卒業（修了）後、鹿児島県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内移住を希望する者 ・鹿児島県等が実施する返還免除の修学支援金等を受給していない者		

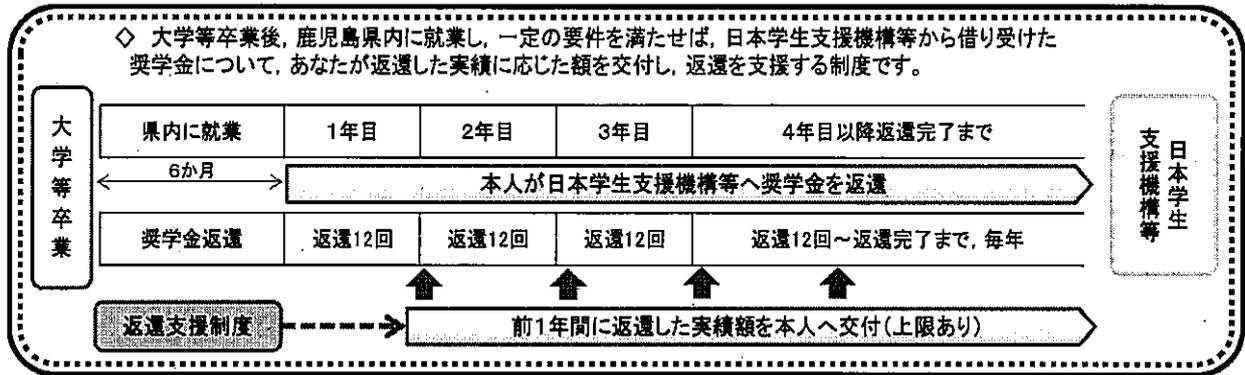
令和7年度大学等奨学金返還支援候補者募集要項

～鹿児島県の将来を担う学生の皆さんを募集します～

【地域活性化枠(令和8年度大学等卒業(修了)予定者)】

公益財団法人鹿児島県育英財団

[返還支援イメージ]



※ この制度は鹿児島県、県内各市町村からの出捐金及び事業の趣旨にご賛同いただいた企業・団体からの寄附金によって支えられています。

1 募集対象者

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(6)までの全てに該当する者

- (1) 鹿児島県内（以下「県内」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）を卒業した者
- (2) 鹿児島県外（以下「県外」という。）の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。）
- (3) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在学し、令和9年3月（令和8年度中を含む。）に大学等を卒業（修了）予定の者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（以下「機構奨学金」という。）又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金（以下「育英財団奨学金」という。）の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者
- (5) 大学等を卒業（修了）後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者
- (6) 鹿児島県等が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等を受給していない者

- (例)
- ・ へき地勤務医師等修学資金
 - ・ 鹿児島県看護職員修学資金
 - ・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金
 - ・ 鹿児島県保育士修学資金

※ 大学等入学時に、当財団の大学等入学時奨学金（地方創生枠）の奨学生として採用され、送金を受けた者は申請できない。

2 募集人員 20人程度

3 募集期間 令和7年7月25日(金) ～ 令和7年11月28日(金) ※ 必着

4 支援対象金額

原則として、大学（学部）在学中に借り受けた機構奨学金又は育英財団奨学金の全額。ただし、奨学金返還支援の要件を満たす前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は、支援対象外とする。

※ 大学院に進学した場合は、在学中に借り受けたいずれか一つの奨学金の全額を支援対象とする。

- ①大学（学部） ②修士課程 ③博士課程

5 支援要件

大学等卒業（修了）後、6か月以内（大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した場合や、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。）に次の(1)及び(2)に該当し、かつ、その状況が継続している者

(1) 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、支援対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 県外に本社を有する企業等の県内支店が採用した者（県内支店配属は不可）

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

(2) 県内に居住すること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 就業後に離職又は県外に転出（異動も含む）した場合は、原則として支援を終了する。

※ 支援対象者として適当でない事実が判明した場合は、支援を終了する。

6 応募方法

(1) 申請書類

ア 返還支援候補者認定申請書（別紙様式1）

イ 返還支援候補者認定申請理由書（別紙様式2）

※ 「保有している資格や特別な技能」欄に記入した資格を確認できる書類の写し（A4サイズ片面）を添付すること。

ウ 推薦書（別紙様式3）（指導教員等が記入、押印したもの）

エ 大学等の学業成績証明書（大学院生は、大学（学部）と大学院両方の学業成績証明書）

オ 奨学生証の写し・奨学金貸与証明書・奨学金返還証明書のいずれか（機構奨学金のみ）

カ 卒業証明書等

(7) 県内高等学校等出身者

出身高等学校等の卒業証明書

(4) 県外高等学校等出身者及び高等学校卒業程度認定試験合格者

県内出身中学校の卒業証明書及び父母等の住民票の写し

※ 住民票については、マイナンバーの記載のないもの。

キ 学生である身分を証明するもの（学生証等）の写し

(2) 申請方法

募集期間内に、当財団へ郵送等により提出

7 支援候補者の認定及び通知までの流れ

(1) 書類審査

(2) 面接審査（予定）

日程：令和7年12月24日（水）

場所：鹿児島市内

※ 詳細は、改めて通知する。

※ やむを得ない事情により上記の日程で面接を受けられない場合は、個別に相談すること。（やむを得ない事情：冠婚葬祭、疾病等）

※ 書類審査で一定の基準に達しない場合は、面接は実施しない。
なお、面接の連絡は、面接対象者にのみ行う。

(3) 選考委員会

(4) 選考結果通知（令和8年2月中旬頃）

(5) 支援候補者の取り消し

次の事由に該当した場合は、支援候補者の認定を取り消す。

ア 奨学金の貸与を取り消された場合（本人の申出によるものを除く）

イ 在籍大学等を卒業（修了）できなかった場合

ウ 奨学金の返還が全額免除された場合

エ 奨学金の返還金を滞納した場合

オ 支援候補者を辞退する旨の申出があった場合

カ 支援候補者として適当でない事実が判明した場合

（高校奨学金等の他の奨学金の返還金を滞納した場合等）

8 支援方法

日本学生支援機構又は当財団へ返還した奨学金について、前1年間（10月～翌年9月）の返還実績を確認後、奨学金の返還方式に応じて算出した額を超えない範囲で、返還実績額を本人へ交付する。

なお、交付する額は、別紙：参考資料のとおりとする。

9 支援候補者認定後の手続（詳細は別途通知する。）

支援候補者として認定された者は、次の各時点において、必要な書類を当財団へ提出すること。

(1) 卒業（修了）後、6か月経過時

大学等の卒業（修了）証明書、就業証明書等、住民票の写し（実際に居住している住所）

(2) 返還支援開始時（初年度のみ。ただし、変更する場合はその都度）

返還支援金振込口座届

(3) 返還支援開始時及び返還支援期間中（毎年度）

奨学金返還実績を証明する書類、就業証明書等、住民票の写し（実際に居住している住所）

※ (1)の提出があった後、支援要件を具備した者について、返還支援対象者として決定し、直接本人に通知する。

10 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページ <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

メールアドレス taiyo-ikuei@kagoshima-ikuei.jp

【別紙：参考資料】※ 日本学生支援機構第一種奨学金の場合

1 返還支援対象金額について

返還支援対象金額は、返還期限猶予をされた期間相当の奨学金を除いた額とする。ただし、大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した場合の猶予期間は、支援対象に含める。

例) 借入金額2,160,000円、月賦返還額12,857円、返還期限猶予期間1年の場合

返還年月数 168か月（14年）
返還期限猶予期間 12か月（傷病等による返還猶予1年）

$2,160,000円 - (12,857円 \times 12か月) = 2,005,716円$ が支援対象金額

2 返還支援方法について

奨学金の返還方式に応じて支援する。

1 定額返還方式により返還する場合

次により算出される返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした額を上限として支援

注）繰上返還や一括返還による返還をした場合も、上限額を超える支援は行わない。

(1) 返還期間（回数）

借入金額を「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数を12倍した回数

貸与総額（借入金額）	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円
200,001円～400,000円	40,000円
400,001円～500,000円	50,000円
500,001円～600,000円	60,000円
600,001円～700,000円	70,000円
700,001円～900,000円	80,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円
1,300,001円～1,500,000円	110,000円
1,500,001円～1,700,000円	120,000円
1,700,001円～1,900,000円	130,000円
1,900,001円～2,100,000円	140,000円
2,100,001円～2,300,000円	150,000円
2,300,001円～2,500,000円	160,000円
2,500,001円～3,400,000円	170,000円
3,400,001円以上	総額の20分の1

(2) 月賦返還額

借入金額を、(1)の返還回数で割って得た金額

例) 借入金額2,160,000円の場合

返還回数 : $2,160,000円 \div 150,000円 = 14.4年$ 14年 $\times 12 = 168回$

月賦返還額 : $2,160,000円 \div 168回 = 12,857円$

※ $12,857円 \times 12か月分 = 154,284円$ を1年ごとに交付し、返還を支援

※ 返還方法が、月賦及び半年賦併用の場合は、月賦返還のみの場合と同様に支援する。

※ 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合で、貸与期間終了月が同じである場合、双方の合計額を借用総額として算出した返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした第一種奨学金に相当する額を支援する。

2 所得連動返還方式により返還する場合

所得に応じて算出される月賦返還額を基礎とした額を上限として支援

注) 繰上返還や一括返還による返還をした場合も、上限額を超える支援は行わない。

(例1) 借入金額 2,160,000円

返還当初の年収 2,000,000円 (上昇率5%想定)

※ 下表の年間返還額を1年ごとに交付 (20年間支援)

	月返還額	年間返還額計
1年目	6,428円	77,136円
2年目	4,650円	55,800円
3年目	5,100円	61,200円
4年目	5,550円	66,600円
5年目	6,000円	72,000円
6年目	6,525円	78,300円
7年目	6,975円	83,700円
8年目	7,575円	90,900円
9年目	8,100円	97,200円
10年目	8,700円	104,400円
11年目	9,375円	112,500円
12年目	9,975円	119,700円
13年目	10,725円	128,700円
14年目	11,400円	136,800円
15年目	12,300円	147,600円
16年目	13,200円	158,400円
17年目	14,175円	170,100円
18年目	15,225円	182,700円
19年目	16,350円	196,200円
20年目	17,475円	20,064円
返還総額		2,160,000円

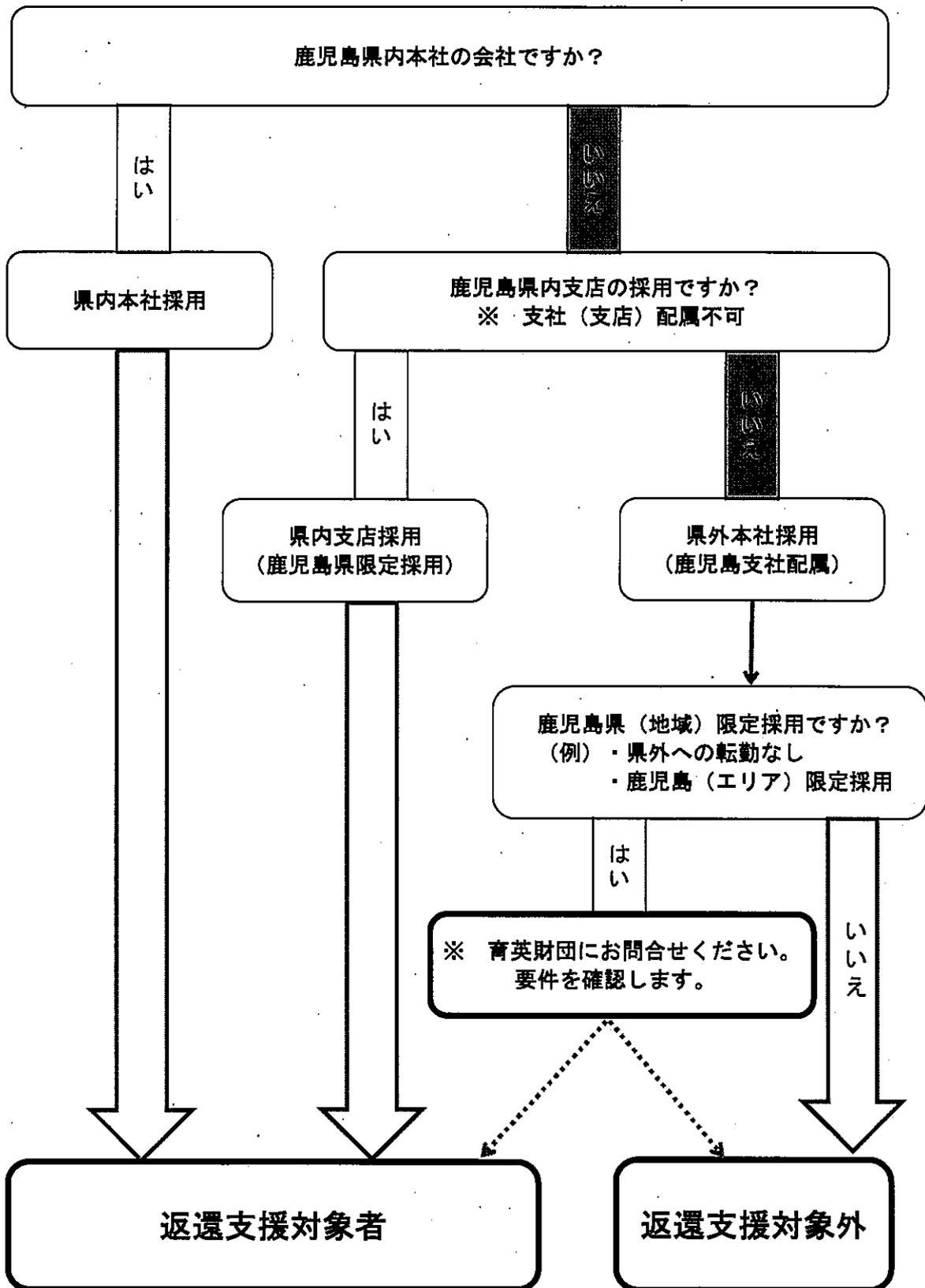
(例2) 借入金額 2,160,000円

返還当初の年収 4,000,000円 (上昇率5%想定)

※ 下表の年間返還額を1年ごとに交付 (11年間支援)

	月返還額	年間返還額計
1年目	6,428円	77,136円
2年目	13,425円	161,100円
3年目	14,475円	173,700円
4年目	15,525円	186,300円
5年目	16,575円	198,900円
6年目	17,775円	213,300円
7年目	18,975円	227,700円
8年目	20,250円	243,000円
9年目	21,525円	258,300円
10年目	22,950円	275,400円
11年目	24,450円	145,164円
返還総額		2,160,000円

返還支援要件確認フロー図



返還支援制度Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
1-	募集対象者	高等専門学校については、卒業(5年修了)しない対象とはならないのですか。	高等専門学校の第3学年修了後、大学等に入学した(入学する場合も対象となります)。	
2	募集対象者	高等専門学校第4学年に進級する予定の応募者が、高等専門学校卒業後、支援対象者となった場合、在学中5年間に貸与された奨学金の全てが支援対象となりますか。	第4～5学年の2年間で貸与を受けた日本学生支援機構第一種奨学金が対象となります。 なお、当財団が高等専門学校生へ貸与する奨学金は、高等学校奨学金です。対象となりません。第4学年に進級後、日本学生支援機構の在学募集に応募してください。	人材育成枠
3	募集対象者	「県内に生活の本拠を有する者の子等」とは何ですか。	申請者の父母等が申請書提出時点において、鹿児島県内に居住している場合となります。	
4	募集対象者	大学、大学院には、海外の大学や通信制の大学も対象となりますか。	大学、大学院とは、学校教育法における大学、大学院のことです。 なお、海外の大学、放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校については、対象外となります。	
5	募集対象者	育英財団大学等奨学金の「等」とは何ですか。	「大学奨学金」「産業教育振興奨学金」「交通遺児等奨学金(大学)」となります。	地域活性化枠のみ
6	募集対象者	支援候補者に決定後、留年等により正規の修学期間内に卒業できなかった場合はどうなるのですか。	大学等を卒業するまでは、支援候補者となりますが、募集要項第7項に記載している取消し要件のいずれかに該当した場合は、支援候補者の認定を取り消します。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
7	支援要件	「引き続き上級学校へ進学した場合」とは、どのような場合ですか。	短期大学を卒業し、大学3年生へ編入した場合や、大学を卒業し、大学院へ進学した場合などが挙げられます。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)

返還支援制度Q&A

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
8	支援要件	「鹿児島県の発展に寄与する産業分野」とは何ですか。	反社会的勢力若しくは反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人又は公序良俗に反する活動を行う若しくはその恐れのある法人等を除く全とします。	
9	支援要件	「①及び②に該当し、かつ、その状況が継続している者」となっていますが、途中で転職した場合でも、支援は終了となるのですか。	<p>支援対象者として決定後退職した場合であっても、退職した日の翌日から起算して雇用保険の基本手当所定給付日数の範囲以内で県内に再就職した場合、継続して支援対象者となります。ただし、無職期間中については、奨学金返還の有無に関わらず交付対象から除きます。</p> <p>(例) ○自己都合によりH30.8.31退職(被保険者期間が1年以上)の場合</p> <p>【雇用保険の内容】 ・待期期間:7日間 ・給付制限期間:3か月 ・基本手当所定給付日数:90日間</p> <p>【支援継続のための再就職までの期間】 ・起算日:H30.9.1(退職した日の翌日) ・期間:H30.9.1~H30.11.29(基本手当所定給付日数90日間) ※待期間及び給付制限期間は期間には含まれない。</p> <p>H29.4.1 就業 H29.10.1 返還開始 H30.9.1 退職した日の翌日 H30.8.31 退職 H30.11.29 90日※ ※基本手当所定給付日数 この期間に再就職すれば継続となります。</p>	端数月(1か月未満の勤務)は交付対象外
10	支援要件	支援対象者に決定後、離職せずに、産前産後休暇、育児休業、病気休業等により、仕事を休んでいる場合は、支援対象となりますか。	原則、支援対象となります。ただし、返還期限満了を受けている場合等、実際に奨学金の返還をしていない期間は、交付対象から除きます。	

返還支援制度Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
11	支援要件	「理事長がやむを得ない事情があると認めた場合」とは、どのような場合ですか。	病氣、ケガ、就業を予定していた企業等の倒産など、予見できない状況が発生した場合などが挙げられます。	
12	支援要件	「大学等卒業後、6か月以内」の大学等とはどの大学等のことを指しますか。当初、入学した大学等を退学して、他の学校に入学した場合はどうなりますか。	<p>【人材育成枠】 「大学等」とは、支援候補者として認定後、進学確認のために、「状況届」及び「大学等の在学証明書」を決められた期日までに育英財団に提出することとなっていますが、当該状況届にて報告した大学等を指します。当該大学等を退学した場合は、支援要件に該当せず、支援候補者の認定を取り消すこととなります。</p> <p>【地域活性化枠(大学等卒業予定者)】 支援候補者として認定された時点で在籍していた大学等を指します。人材育成枠と同様、当該大学等を退学した場合は、支援候補者の認定を取り消すこととなります。</p>	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
13	支援要件	「引き続き上級学校へ進学した場合」とあるが、上級学校とは何ですか。	上級学校とは採用決定時の学校で付与される「称号・学位」よりも上位の「称号・学位」が付与される学校を指します。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
14	支援要件	Q12で指す大学等を卒業後、引き続き上級学校に進学し、当該上級学校を退学した場合は、支援候補者の認定はどうなりますか。	「人材育成枠」の場合は、進学状況届で提出した大学等、「地域活性化枠」の場合は、支援候補者として認定された時点で在籍していた大学等を卒業するという条件を満たしているため、支援候補者の取消はしませんが、上級学校を退学後、6か月以内に県内企業等に就業及び県内居住の要件を満たす必要がありません。 (上級学校を修了した場合も同様)	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
15	応募方法	以前正規雇用として就業していた会社が倒産して、就業証明書の発行が困難な場合はどうすればいいですか。	雇用保険の離職証明書、年金記録及び辞令等の写し等のほか、正規雇用で就業していたことが確認できる書類を提出してください。	地域活性化枠(社会人)

返還支援制度Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
16	その他	支援対象者として決定した後、奨学金の返還方法は、どうなりますか。	奨学金返還開始後、最初の1年間は、自らの資金で返還が必要ですが、返還実績を確認後、奨学金の返還方式に応じて算出される月賦返還額を基礎とした額を上限として返還支援金を送金しますので、2年目以降は、受領した返還支援金を奨学金の返還に充てることができます。 (奨学金引落とし用の口座と返還支援金受領用の口座を同じ口座にしておくと便利です。)	

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長
奨学金返還支援制度運営協議会会長] 殿

返還支援候補者認定申請書

写真を貼付

1. 縦 30～32mm

横 24～26mm

2. 単身胸から上

返還支援候補者の認定を受けたいので、鹿児島県育英財団奨学金返還支援事業実施規程第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな				印
	氏名				
	生年月日	昭和 平成	年	月	日生 (満 歳)
	現住所	〒			
	電話番号	携帯		固定	
	メールアドレス				
出身中学校					
出身高等学校等		(平成 年度卒 令和			
在籍大学等	名称	大学院 大学	研究科 学部	専攻 学科	
	所在地	〒			
	在籍学年				
	卒業(修了)予定年月	令和 年 月			
支援対象奨学金	奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第一種(無利子)奨学金 <input type="checkbox"/> 大学(学部) <input type="checkbox"/> 大学院(修士課程) <input type="checkbox"/> 大学院(博士課程) (注) 募集要項の第4項を参照し、いずれかに☑			
	いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 鹿児島県育英財団 大学等奨学金(奨学生番号)			
	借入金額(予定)	円/月 (総額 円)			
	借入期間(予定)	平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月			

- 私は、鹿児島県育英財団奨学金返還支援事業実施規程の内容を十分理解し、了承しました。
- 返還支援候補者及び返還支援対象者となった際は、以下のことについて同意します。
 - 日本学生支援機構等他の奨学金団体へ、奨学金の受給状況や滞納状況について当財団が調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が回答すること。
 - 住所、氏名、学校名、学部・学科名、卒業予定時期、就業希望分野及びメールアドレスを、当制度の賛同企業・団体へ提供すること。また、同企業・団体が私あてに就職関連情報等を送付(送信)すること。
- 鹿児島県が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等及び当財団の大学等入学時奨学金(地方創生枠)の貸与を受けていないことを申し立てます。 ※ 同意がない場合、申請は受け付けられません。

令和 年 月 日 (氏名自署) _____

※ 在籍大学等の名称については学部、学科、課程についてすべて記載してください。

令和 〇〇 年 10 月 15 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長
奨学金返還支援制度運営協議会会長 } 殿

返還支援候補者認定申請書

写真を貼付

- 縦 30~32mm
横 24~26mm
- 単身胸から上

返還支援候補者の認定を受けたいので、鹿児島県育英財団奨学金返還支援事業実施規程第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな	いくえい じろう			育英	
	氏名	育英 次郎				
	生年月日	昭和 平成 〇〇年 5 月 2 日生 (満 21 歳)				
	現住所	〒890-XXXX 鹿児島市〇〇町〇-△ 育英コーポ301				
	電話番号	携帯	090-XXXX-〇〇〇〇	固定		099-〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	ikueiXXXX@XXX.ne.jp				
出身中学校		鹿児島市立△△中学校				
出身高等学校等		鹿児島県立□□高等学校 (平成 〇〇年度卒) 令和				
在籍大学等	名称	大学院 ◇◇大学	研究科 法学部	専攻 法政策 学科		
	所在地	〒890-XXXX 鹿児島市□□1丁目〇-△				
	在籍学年	3年生				
	卒業(修了)予定年月	令和 〇〇 年 3 月				
支援対象奨学金	奨学金の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第一種(無利子)奨学金 <input checked="" type="checkbox"/> 大学(学部) <input type="checkbox"/> 大学院(修士課程) <input type="checkbox"/> 大学院(博士課程) (注) 募集要項の第4項を参照し、いずれかに☑				
	いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 鹿児島県育英財団 大学等奨学金(奨学生番号)				
	借入金額(予定)	45,000円/月 (総額2,160,000円)				
	借入期間(予定)	平成・令和 〇〇年 4 月 ~ 令和 〇〇年 3 月				

1 私は、鹿児島県育英財団奨学金返還支援事業実施規程の内容を十分理解し、了承しました。

2 返還支援候補者及び返還支援対象者となった際は、以下のことに同意します。

(1) 日本学生支援機構等他の奨学金団体へ、奨学金の受給状況や滞納状況について当財団が調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が回答すること。

(2) 住所、氏名、学校名、学部・学科名、卒業予定時期、就業希望分野及びメールアドレスを、当制度の賛同企業・団体へ提供すること。また、同企業・団体が私あてに就職関連情報等を送付(送信)すること。

3 鹿児島県が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等及び当財団の大学等入学時奨学金(地方創生枠)の貸与を受けていないことを申し立てます。

※ 同意がない場合、申請は受け付けられません。

令和 〇〇 年 10 月 15 日

(氏名自署) 育英 次郎

※ 在籍大学等の名称については学部、学科、課程についてすべて記載してください。

返還支援候補者認定申請理由書

氏名	卒業(修了) 予定大学等	大学 大学院	学部 研究科	学科 専攻	
1 郷土へ貢献したいこと (今後、どのような形で鹿児島県に貢献しようと思うか)		※ 1行あたり 40 字程度。以下、同じ。			

2 在籍している大学等での専門分野及び研究内容 (専門的知識や技能を、今後鹿児島県の企業等でどのように生かしたいかなど)					

3 勉学以外での活動等 (大学等での課外活動・ボランティア活動等に取り組む過程で学んだことなどを、今後鹿児島県でどのように生かしたいかなど)					

4 就業したい職業等及びその理由					
就業したい産業分野 ※1		就業したい職種			
(理由)					

5 希望する勤務地域 ※いずれか1つに○		※ 鹿児島・南薩・北薩・姶良伊佐・大隅・熊毛・大島			
6 保有している資格や特別な技能 ※2					
年	月	取得	年	月	取得
-----	-----	取得	-----	-----	取得
-----	-----	取得	-----	-----	取得

※ 1 別紙産業分類を記入すること。職種は総務省 HP の日本標準職業分類を参考にすること。
 ※ 2 資格等を確認できる書類（合格証等）の写し（A4サイズ片面）を添付すること。

推 薦 書

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

大学所在地

大 学 名

職 名

氏 名

印

次の者は、鹿児島県育英財団奨学金返還支援事業の支援候補者として適当であると認められるので、推薦いたします。

ふりがな 氏 名				
生年月日	昭和 平成	年	月	日生
学 部				
学科・専攻				
卒業(修了) 予定年月				
所見	人 物			
	研 究 内 容 ・ 実 績 等			
備 考				

※ 指導教員等が記入，押印してください。

※ 本推薦書は，厳封の上，被推薦者へ渡してください。

【産業分野一覧】

分類記号	産業分野
A	農業, 林業
B	漁業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業, 郵便業
I	卸売業, 小売業
J	金融業, 保険業
K	不動産業, 物品賃貸業
L	学術研究, 専門・技術サービス業
M	宿泊業, 飲食サービス業
N	生活関連サービス業, 娯楽業
O	教育, 学習支援業
P	医療, 福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業 (他に分類されないもの)
S	公務 (他に分類されるものを除く)
T	分類不能の産業

【記入例】

4 就業したい職業等及びその理由				
就業したい産業分野 ※1	I	小売業	就業したい職種	販売事務員
(理由)				